

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧【融資・生活衛生業種(飲食業、旅館業等)】 ※最新の情報を実施機関のホームページ等で確認下さい。

実施機関	日本政策金融公庫	
制度名	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	衛生環境激変対策特別貸付
要 件	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。
貸付金額	6,000万円(別枠)	1,000万円（別枠） ※旅館業は3,000万円（別枠）
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金	運転資金
貸付期間	設備資金 20 年以内（据置 5 年以内）	7年以内（据置2年以内）
金 利	当初3年間 0.46% 4年目以降 1.36% ※利下げ限度額：3,000万円	1.91% ※貸付期間・担保の有無等により変動
利子補給	「実質的に無利子」の特別利子補給制度あり ※詳細は検討中。	なし
担 保	無担保・無保証人	応相談
保証料補助	なし	なし
問合せ先 詳細 URL	日本政策金融公庫東京支店 03-3270-1300 https://www.jfc.go.jp/	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/